

馬事伝統行事保存事業等実施要綱

(設定 平成 23 年 11 月 1 日)
改正 平成 25 年 1 月 4 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、馬事伝統行事保存事業及び在来馬種保存事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条 当財団は、次に掲げる事業を実施する者に対して、実施に必要な経費に充てるための助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）を実施する。

- (1) 馬事文化の保存又は馬事思想の普及を図るために行う事業
- (2) 我が国の在来馬種を保存し、又は紹介する事業

(助成金の管理運用)

第 3 条 当財団は、助成金交付事業を実施するため財団法人全国競馬・畜産振興会から承継した助成金（以下「交付助成金」という。）について、他の経理と区分して整理することとし、助成金交付事業の実施に要する経費として支出する場合を除きこれを使用してはならない。

2 当財団は、交付助成金について、銀行その他の金融機関への預金等確実かつ有利な方法により運用するものとし、その運用により生ずる収入は交付助成金として取り扱うものとする。

3 当財団は、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）理事長が助成金交付事業の実施に要する経費として必要な額を超えて交付助成金を管理していると判断した場合は、競馬会理事長が定めた期日までに、必要な額を超えて管理していると認められた額を競馬会に返還しなければならない。

(事業の実施)

第 4 条 その他、事業の実施に必要な事項については、理事長が別に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、競馬会理事長の承認のあった日（平成 23 年 11 月 1 日）から施行する。

2 財団法人馬事文化財団馬文化保存事業助成要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。